

平成25年度中山間地域等直接支払交付金の実施状況の公表について

1 集落協定の概要

中山間地域は、一枚当たりの田んぼも小さく、傾斜も急で法面の草刈りにも労力がかかかなるなど、高齢化が進行する中で農地を維持していくことが困難になっています。

本町では、そのような中山間地域の農業・農村を維持し、将来に向けて発展していけるよう、平成17年度から中山間地域等直接支払制度に取り組んでいます。

この制度では、農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農地を維持・管理していくための取り決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動を支援するため、協定の面積規模等に応じて一定額を交付しています。現在、第3期対策(平成22年度～平成26年度の5年間)を実施中です。

この交付金による取り組みなどの実施状況を、中山間地域等直接支払交付金実施要領第12及び中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第16の規定により公表します。

2 協定農用地の基準別の面積及び交付額

(1) 交付面積

※すべて3法指定地域に係るもの

田 (ha)	畑 (ha)	計 (ha)
473	1	474
(3)	(0)	(3)

※ () 内は規模拡大加算に係るもの

※町平均1協定当たり面積：16.9ha

(2) 交付額

区 分	田 (円)	畑 (円)	計 (円)
交付額	91,826,463	18,130	91,844,593
	(50,596)	(0)	内町費 22,961,164 (50,596)

※ () 内は規模拡大加算に係るもの

3 集落協定締結数、個別協定締結数及び各集落等への交付額

(1) 協定締結数

28協定 関係農業者等数 704 人

協定名	関係農業者等数 (人)	加算措置の適用 () 内加算面積 (m ²)	交付対象農用地面積 (m ²)				交付金額 (円)
			田 (傾斜度 1/20以上)	田 (傾斜度 1/100以上 1/20未満)	畑 (8度以上 15度未満)	計	
江尾	58	規模拡大 (6,461)	302,765	1,751		304,516	6,381,764
小江尾	45		223,045	38,591		261,636	4,992,673
美女石	9		38,950	12,631		51,581	918,998
柿原	28		108,251	0		108,251	2,273,271
宮市	27	規模拡大 (27,270)	234,084	0		234,084	4,956,669
宮市原	10		96,084	32,623		128,707	2,278,748
助沢	18		131,064	11,320		142,384	2,842,904
下蚊屋	26		63,243	127,777		191,020	2,350,319
小原	32		233,906	0		233,906	4,912,026
美用	26		203,336	15,606		218,942	4,394,904
栗尾	10		122,285	0		122,285	2,567,985
御机	36		374,636	0		374,636	7,867,356
杉谷	23		199,918	27,671	5,180	232,769	4,437,776
貝田	50		573,265	0		573,265	12,038,565
下安井	25		26,813	34,921		61,734	842,441
武庫・半の上	31		63,899	0		63,899	1,341,879
荒田	20		51,825	0		51,825	1,088,325

武庫・新道・一旦	30		2,464	50,147		52,611	452,920
池の内	34		145,410	27,939		173,349	3,277,122
日の詰	25		140,348	0		140,348	2,947,308
深山口	2		12,544	0		12,544	263,424
袋原	13		121,837	0		121,837	2,558,577
大河原	30		308,861	0		308,861	6,486,081
本町五丁目	14		52,708	0		52,708	885,494
洲河崎	11			27,905		27,905	178,592
尾之上原	28		192,801	0		192,801	3,239,056
吉原	22		173,528	0		173,528	2,915,270
西成	21		128,223	0		128,223	2,154,146

4 農業生産活動の実施状況

協定名	耕作放棄の防止等の活動				多面的機能を増進する活動		
	賃借権設定・農作業の委託	農地の法面管理	柵、ネット等の設置	簡易な基盤整備	周辺林地の下草刈	景観作物の作付け	自然生態系の保全に資する取組
江尾	○	○			○		
本町五丁目		○				○	
小江尾	○	○				○	○
美女石			○		○		
柿原		○					○
宮市	○	○			○		
宮市原		○				○	
助沢	○	○			○	○	○
下蚊屋	○	○			○		
小原		○			○		
美用		○					○
栗尾	○	○			○		○
御机				○		○	
杉谷	○	○				○	
貝田	○	○			○		
下安井		○		○		○	
洲河崎	○						
武庫・半の上			○		○		
荒田	○	○	○		○		
武庫・新道・一旦	○	○			○		
池の内	○				○		
尾之上原	○	○			○		
日の詰		○	○		○		
深山口		○	○		○		
吉原	○				○		○
西成	○				○		
大河原	○	○			○		
袋原	○		○		○		○

5 農業生産活動等の体制整備の実施状況

協定名	単価区分(割)	C要件選択	C要件サポート者に農業公社選択	取り決めの内容(型)	C要件の支援者
江尾	10	○		組織対応型、担い手型	江尾農事実行組合、江尾集落営農組合
本町五丁目	8	-			
小江尾	10	○	○	組織対応型、行政等支援型	美用営農組合、(財)農業公社

美女石	10	○		集団ぐるみ型	Aのみ
柿原	10	○		担い手型	柿原集落
宮市	10	○		担い手型	農事組合法人宮市ほか
宮市原	10	○	○	集団ぐるみ型、組織対応型、行政等支援型	宮市原営農組合、(財)農業公社
助沢	10	○		集団ぐるみ型	Aのみ
下蚊屋	10	○		集団ぐるみ型	Aのみ
小原	10	○		集団ぐるみ型	Aのみ
美用	10	○		組織対応型	美用営農組合
栗尾	10	○		担い手型	A等
御机	10	○		集団ぐるみ型	Aのみ
杉谷	10	○		担い手型	A等
貝田	10	○		集団ぐるみ型	A及びB
下安井	10	○		集団ぐるみ型	A及びB、C
洲河崎	8	-			
武庫・半の上	10	○		集団ぐるみ型	Aのみ
荒田	10	○		集団ぐるみ型、担い手型	Aのみ
武庫・新道・一旦	10	○		担い手型	Aのみ
池の内	10	○		担い手型	A等
尾之上原	8	-			
日の詰	10	○		集団ぐるみ型	Aのみ
深山口	10	○		集団ぐるみ型	Aのみ
吉原	8	-			
西成	8	-			
大河原	10	○		集団ぐるみ型	Aのみ
袋原	10	○		集団ぐるみ型、行政等支援型	Aのみ

※C要件の支援者区分 A：協定農用地の農業者、B：協定農用地外の農業者、C：非農家

※C要件とは、協定期間（5年）内に農作業ができなくなった場合に、あらかじめ決めていた農家等（サポート者）が代わりに農作業を行い、農地の維持管理を持続する仕組みを作ることを目標とし、それを要件としています。必須要件（最低限の農地管理活動等の実施）+C要件で交付金の単価が通常単価（10割単価）となります。